

千葉県障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害者グループホームの運営法人に対し、スプリンクラー設備の早期設置を促し、入居者の防火安全対策を図ることを目的として、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉施設等耐震化等整備費補助金交付要綱（平成21年12月28日千葉県健指第2444号）の別添「社会福祉施設等耐震化等整備費補助金に係る特別対策事業」に定めるスプリンクラー整備事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助事業の対象となる施設又は事業所を運営する法人とする。

(補助額の算定方法等)

第4条 補助額は、次のア、イ及びウを比較して最も少ない額に、別表に規定する補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

なお、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表に定める対象経費の実支出額

イ 総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額

ウ 別表に定める基準額

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をする場合は、補助事業の着手前に、千葉県障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

なお、財産を処分する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(12) その他市長が必要と認める事項

2 補助事業者が前項により附した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉県障害者グループホームスプリングラ一設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）による。

(計画の変更)

第8条 補助事業者は、第6条第1項第2号の規定による承認を受け、補助金の変更

交付の申請をしようとする場合は、市長の指定する期限までに千葉市障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金変更交付申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による変更交付の申請があった場合は、規則第4条に準じ変更交付の決定を行う。

2 前項の変更交付の決定は、千葉市障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（計画の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、第6条第1項第3号の規定による承認を受けようとする場合は、市長の指定する期限までに千葉市障害者グループホームスプリンクラー設置費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認する場合は、千葉市障害者グループホームスプリンクラー設置費補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知する。

3 市長は、前2項の規定により申請を承認する場合には、次の各号に掲げる条件を附することができる。

（1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（2）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（3）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（4）補助事業者は、既に補助金の一部又は全部の交付を受けている場合は、その額を返還しなくてはならない。

（5）その他市長が必要と認める事項

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第11条 第6条第1項第9号に規定により行う報告は、千葉市障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）による。

2 前項に規定する報告は、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき行うこと。

3 第1項に規定する報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(事情変更による決定の取消等)

第12条 規則第8条の規定により決定を取り消す場合は、千葉県障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金事情変更による交付決定取消通知書(様式第8号)により通知する。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消そうとする場合は、補助事業者に対し調査に必要な書類等の提出を求めることができる。

3 補助事業者は、前項に規定する書類等の提出を求められた場合は、市長の指示する期限までに提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 規則第10条に規定する状況報告は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業者は、工事の着手状況について、着工日から10日以内に千葉県障害者グループホームスプリンクラー設置費補助事業工事着手報告書(様式9号)により市長に報告しなければならない。

(2) 交付決定を受けた日の属する年度(以下、「当該年度」という。)の12月末日時点で補助事業の完了していない補助事業者は、当該年度の1月10日までに、千葉県障害者グループホームスプリンクラー設置費補助事業状況報告書(様式第10号)により進捗状況を市長に報告しなければならない。

(3) 前2号に規定する場合のほか、市長から指示のあった補助事業者は、指定する期限までに、前号に規定する様式により進捗状況を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、規則第12条の規定による報告をしようとする場合は、補助事業が完了した日(中止(廃止)の承認を受けた者にあつては承認を受けた日)から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉県障害者グループホームスプリンクラー設置費補助事業実績報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、当該年度内に補助事業を完了せずに翌年度へ繰越す場合は、前項に規定する実績報告書とともに、千葉県障害者グループホームスプリンクラー設置費補助事業年度終了報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第13条の規定による通知は、千葉県障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金額確定通知書(様式第13号)による。

2 市長は、前条第2項に規定する年度終了報告書が提出された場合は、補助金額の確定は補助事業完了後に行うこととする。

(補助金の交付の時期)

第16条 補助金は、前条により確定した額を、補助事業の終了後に一括して交付するものとする。

(交付の請求)

第17条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求する場合は、市長の指定する期限までに千葉市障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第18条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金交付決定取消通知書(様式第15号)による。

(補助金の返還)

第19条 規則第18条第1項又は第2項の規定による命令は、千葉市障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金返還命令書(様式第16号)による。

2 補助事業者は、前項の規定により返還の命令を受けた場合は、市長の指定する期限までに補助金を返還しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

| 補助率 | 基準額 | 対象経費 |
|-------|--|--------------------------------------|
| 3 / 4 | <p>1 m²あたり基準単価×千葉市長が認めた面積</p> <p><基準単価></p> <p>① 延べ面積1,000 m²未満の施設 18,000円</p> <p>② 延べ面積1,000 m²以上の平屋建の施設 34,000円</p> | <p>スプリンクラー設備等に必要な 工事費又は工事請負費</p> |